

# 認知症対応型共同生活介護のご利用案内

(重要事項説明書 2025年6月1日現在)

## 1. 施設の設置法人

- (1) 名称 社会医療法人 仁厚会
- (2) 所在地 鳥取県倉吉市山根43
- (3) 電話番号 (0858) 26-1011
- (4) 代表者 理事長 藤井 一博
- (5) 設立年月 昭和30年11月

## 2. 施設の概要

- (1) 施設の種類の 指定認知症対応型共同生活介護事業所  
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所  
2008年9月1日指定  
(介護保険指定番号 3190100127)
- (2) 施設の目的 介護保険法令に基づき、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 認知症高齢者グループホーム しかの  
2008年9月開設
- (4) 施設の所在地 鳥取県鳥取市鹿野町今市80番地
- (5) 電話番号 (0857) 84-3700
- (6) 管理者 戸田 薫子
- (7) 施設の運営方針 当事業所は、利用者に対して、介護計画に基づき、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話、日常生活の中での機能回復訓練、相談、援助等の介護サービスを提供することにより、利用者の認知症の進行の緩和と、その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護の提供に努めます。
- (8) 入所定員 9名(1ユニット)
- (9) 併設事業 鳥取県知事の指定を受けて、同一敷地内にて介護老人保健施設、短期入所療養介護、居宅介護支援事業、通所リハビリテーション事業、訪問リハビリテーション事業、鳥取市委託事業(地域支援事業)の実施

### 3. 提供するサービスに関する相談窓口

電話 (0857) 84-3700 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 管理者 戸田 薫子

### 4. 居室等の概要

居室は全室個室で、ベッド、テーブル、椅子が整備されております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	9室	各トイレ、手洗い。
居間・食堂・台所	1室	
浴室	1室	温泉完備。家庭浴槽1槽。他に屋外足湯完備。

※ 居室は、厚生労働省が定める基準により、認知症対応型共同生活介護事業者等に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更・利用契約者及び利用者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用契約者と協議のうえ決定するものとします。

### 5. 職員の配置状況

当事業者では、利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<職員の配置状況>

職種	人数
1. 管理者	1名(介護従事者兼務)
2. 計画作成担当者(介護支援専門員)	1名(介護従事者兼務)
3. 介護従事者	5名以上 (うち1名管理者兼務、 1名計画作成担当者兼務、 2名老健兼務)
4. 夜勤専門員	2名

※最低人数配置を下回らないよう配置し、指定基準を遵守しています。

### 6. サービス内容

<サービスの概要>

#### ① 食事

栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供及び状況に応じて適切な介助を行います。

(食事時間)

朝食 7:45～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

#### ② 入浴

入浴は週2回行います。ご要望により変更可能です。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能回復訓練

利用者の心身等の状況に応じて、家事、軽作業、レクリエーション等を行い、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 相談、援助

生活のリズムを考え、毎日朝、夕の着替えを行うように配慮し、清潔で快適な生活を送ることができるよう支援いたします。また、自立への相談援助を行います。

## 7. 当事業者が提供するサービスと利用料金

当事業者では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

次のサービス等を受けることができます。

ただし、それらのサービスは、サービス毎に区分することなく、全体を包括して提供されます。

- 1、入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- 2、日常生活上の世話
- 3、日常生活の中での機能回復訓練
- 4、相談、援助

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

居住費（共有部分の光熱水費・日用品を含む）・食材費

自室で利用される電化製品については居住費とは別に実費負担となります。

理美容代・おむつ代

そのほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していただくことが適当とみとめられるもの

<利用料金>

認知症対応型共同生活介護の料金は別表の利用料金のとおりとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1) (2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求します。

<支払方法>

利用料金は、月ごとの精算とし毎月 10 日頃に前月分の請求をいたします。

お支払いの方法は、口座自動引き落としの場合、口座引き落とし日は、毎月 15 日となっております。

<金融機関名>

山陰合同銀行（本店・支店）、鳥取銀行（本店・支店）、ゆうちょ銀行、鳥取いなば農協

## 8. 入退居の手続き

### (1) 入居の手続き

- ・ご来所又はお電話ください。  
入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
- ・入居時に必要な書類等  
健康診断書、介護保険証、健康保険証、印鑑等

### (2) 退居の手続き

- ・利用者は事業者に対して、退居の意思表示をすることにより、いつでも契約を解除することができます。
- ・自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスの提供を終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所したとき。
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた場合に、要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1と認定されたとき。
- ③ 利用者が死亡したとき。
- ④ 運営規程第13条に規定する入居基準に満たなくなった場合。

#### ※（運営規程：入退居についての留意事項）

第13条 グループホームしかのの対象者は、要支援2～要介護5に該当する者であって認知症の状態であり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
2. 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
3. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
4. サービス提供については正当な理由なくサービスの提供の拒否を禁止する。
5. 入居者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、必要な情報提供並びに保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携につとめるものとする。
6. 入居申込者が入院加療を要する等、必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、速やかに適切な指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院または、診療所を紹介する等の適切な対応を行うものとする。
7. 入居者の退居の際には、入居者及び家庭の希望を踏まえ退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。

8. 入居に際して、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、介護従事者の体制、その他必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得るものとする。
9. 入居者は、施設内で次の各号の行為をしてはならない。
  - (1) 宗教や心身の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - (2) けんか・口論・泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
  - (3) 施設の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
  - (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
  - (6) 感染につながるペットを持ち込むこと。
  - (7) 職員（ボランティア、事業関係者を含む）や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等、反社会的行為を行うこと。

## 9. 入居中の医療の提供について

利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要と認めた場合は、利用者は、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。（但し、下記協力医療機関での優先的な診療・治療を保証するものではありません。また、下記協力医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。）

[協力医療機関]

- ① 名称 鳥取医療生協 鹿野温泉病院  
所在地 鳥取県鳥取市鹿野町今市 242 番地
- ② 名称 鳥取赤十字病院  
所在地 鳥取県鳥取市尚徳 117 番地
- ③ 名称 鳥取市立病院  
所在地 鳥取県鳥取市的場 1 丁目 1 番地
- ④ 名称 藤井政雄記念病院  
鳥取県倉吉市山根 43-1
- ⑤ 名称 倉吉病院  
鳥取県倉吉市山根 43 番地

[協力歯科医療機関]

- 名称 稲垣歯科医院  
所在地 鳥取県鳥取市鹿野町鹿野 1184-2  
名称 藤井政雄記念病院附属歯科クリニック  
所在地 鳥取県倉吉市山根 43-1

## 10. 利用者が医療機関等に入院された場合の対応

事業者は、医師の診断により利用者の状態に応じ、相談の上で契約を解除する場合があります。

退院後、適切な施設もご紹介いたします。

※ 但し、入院期間中であっても、1日あたりの家賃をご負担いただきます。

(入院期間中におけるお部屋のご利用料については、ご本人様とご家族様との協議の上、他のご利用者様の短期利用共同生活介護（ショートステイ）としてご利用いただく場合があります。その場合の家賃の負担については、短期利用共同生活介護（ショートステイ）ご利用者様となります。)

## 11. 入居にあたっての留意事項

### (1) 持ち込みの制限

- ・ 貴重品は、なるべく持ち込まないでください。  
但し、現金については、預かり金管理マニュアルにそってお預かりいたします。
- ・ ペットの持ち込み、飼育は固くお断りします。

### (2) 面会

- ・ 面会時間は午前8時30分から午後8時までです。（原則）
- ・ 来訪者が持参し、飲食物によって引き起こされた事故については責任を負いかねます。事前に必ず飲食の可否を職員にお申し出下さい。
- ・ 利用者の居室に家族も宿泊できます(お申し出に限ります)。

### (3) 外出・外泊

- ・ 外出・外泊を希望されるときは、前日までにお申し出ください。
- ・ 外出・外泊される場合は、外出・外泊届出書をご提出ください。  
外泊された場合でも、1日あたりの家賃は、ご負担いただきます。

### (4) 食事

- ・ 食事が不要の場合は、前日までにお申し出ください。

### (5) 飲酒、喫煙

- ・ 飲酒はご希望に応じ対応いたしますが、疾病等に影響があると医師等が判断する場合は、ご遠慮お願いすることもあります。
- ・ 施設敷地内は全面禁煙です。喫煙は固く禁止いたします。加熱式煙草も喫煙に含まれますのでご遠慮ください。

## 12. サービス内容に関する相談、苦情について

- ・ p. 13 を参照下さい。

## 13. 運営推進会議の設置

- ・ 当事業所では指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。
- ・ 会議には利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市職員、地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等が参加し、隔月で開催しています。

- ・運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。運営推進会議の報告書は当事業所のホームページで公開しています。

#### 14. 外部評価機関による訪問調査・書面調査

- ・隔年、当事業所と業務委託契約を交わした評価機関が一定の評価項目に基づいて実態を調査点検し、事業所と改善点を明らかにすることを通し、サービスの質や業務の改善を図ります。
  - (1) 実施した直近の年月日 令和6年10月30日
  - (2) 実施した評価機関の名称 特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス
  - (3) 評価結果の開示状況 施設内に提示

#### 15. 鳥取県介護サービス情報の公表について

- ・介護サービス情報の公表制度については、介護サービス利用者等がサービス事業者を主体的かつ適切に選択するための情報を公表することを目的として当事業所の運営状況を公開しています。

#### 16. 緊急時の連絡

利用者の容態に急変があった場合は、マニュアルにそって医師に連絡する等必要な措置を講じるとともに、予め届けられた連絡先に速やかに連絡します。

#### 17. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、行政機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 18. 医療連携体制について

- (1) 日常的健康管理
- (2) 協力医療機関との連絡調整
- (3) 老人保健施設の医師、看護職員との連携支援体制

#### 19. 非常災害対策について

- ・防災設備 スプリンクラー、消火栓、消火器、緊急通報システム
- ・防災訓練 年2回以上

#### 20. 禁止事項

- ・ル・サンテリオン鹿野では、多くの方に安心して生活していただくために施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・職員や他の利用者等に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等に該当した場合は利用に関する契約を解約します。

# 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

## 1. 基本方針

介護老人保健施設 ル・サンテリオン鹿野（以下、「施設」という。）は、当施設が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドライン（以下、「法令等」という。）を遵守し、個人情報の保護を図ることをお約束いたします。

## 2. 個人情報の適正な取得

施設は、個人情報を適正・適法な手段で取得いたします。

## 3. 利用目的の特定

施設は、個人情報の取扱いにあたり、利用目的をできる限り特定するとともに、法令等に規定されている場合を除いて明示した利用目的以外での利用はいたしません。仮に、明示した利用目的外にて個人情報を利用する場合には、事前にご本人の同意を得ます。

## 4. 個人情報の第三者への提供

施設は、法令等に規定されている場合及び本人の事前同意を得た場合を除き、第三者に個人情報を開示・提供いたしません。

## 5. 個人情報取扱いに関する苦情への対応

施設は個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられた時は、適切かつ速やかに対応いたします。

## 6. 個人情報の開示、訂正、利用停止等

施設は、ご本人から個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止等を求められたときには、所定の手続きに従って速やかに対応いたします。法令等により対応しかねる場合は速やかに通知いたします。

## 7. 個人情報の維持・更新

施設は、保有する個人情報を利用目的範囲内において、正確かつ細心の内容に保つよう努めます。

## 8. 個人情報保護対策

施設は、個人情報の漏えい・紛失・改ざんの防止のほか、個人情報の安全管理のために合理的かつ適切な措置を迅速に行います。

サービス内容に関する相談、苦情について

相談、苦情については、下記の方法にてお受けいたします。

